

# インフルエンザ予防接種 助成のご案内

インフルエンザは通常、初冬から春先にかけて流行が見受けられ、インフルエンザワクチンは、感染後に発症する可能性を低減させる効果と、発症した場合の重症化防止に有効とされています。

そこで共済組合では、季節性インフルエンザの発症や重症化予防を図るため、令和3年度より次のとおりインフルエンザ予防接種費用に対する一部助成事業を始めます。

- **助成対象者** 組合員及び被扶養者  
※接種日時点で組合員又は被扶養者資格を喪失している場合は助成対象外となりますので、ご注意ください。
- **助成対象期間** 令和3年10月～令和4年1月までの間に受けたインフルエンザワクチン接種
- **助成額** 1人1年度内1回1,000円を限度に助成（年度内1回のみ助成）  
※接種費用が1,000円未満の場合は、実費相当額を助成  
※居住地の市区町村や他の団体から助成がある場合は、それらの助成額を差し引きし、本人が医療機関の窓口にて支払った額を対象に助成

■ **利用方法**

**補助券**



①共済事務担当課へ申し出をし、「インフルエンザ予防接種補助券」の交付を受ける。  
(受け取った補助券に必要事項を記入する。)

②本組合の契約医療機関<sup>(注)</sup>へ事前に電話等にて予約を行う。(共済組合名とインフルエンザ予防接種希望の旨を伝えてください。)



③契約医療機関<sup>(注)</sup>の窓口で組合員証(又は組合員被扶養者証)を提示し、補助券を提出する。

④インフルエンザワクチンの接種を受ける。

⑤本組合助成額(1,000円)を差し引いた差額を契約医療機関<sup>(注)</sup>の窓口で支払う。

■ **注意事項**

- 「補助券」は、本組合の契約医療機関<sup>(注)</sup>のみ使用できます。このため、契約医療機関以外でワクチン接種を受けられた場合は、本組合からの助成はありません。
- 「補助券」の必要事項はすべて記入してください。記入もれがあると使用できない場合があります。  
なお、記入された個人情報、本予防接種事業にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。
- 「補助券」は、ワクチンの確保を保証するものではありません。ワクチンの有無については、接種を希望する契約医療機関に事前に確認してください。
- 個人差はありますが、ワクチン接種によって副反応(副作用)が出る場合があります。本予防接種助成事業は任意接種を前提としておりますので、最終的な接種については、ご自身でご判断ください。

(注) 契約医療機関の一覧は、本組合公式ホームページの最新のお知らせをご覧ください、又は右記のQRコードを読み取ってご確認ください。

